

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2024年9月27日

【発行者の名称】

株式会社ライフクリエイト
(Life create Co.,Ltd)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 有富 修

【本店の所在の場所】

福岡県北九州市小倉北区魚町三丁目1番10号

【電話番号】

(093)383-8460 (代表)

【事務連絡者氏名】

管理部長 岩佐 栄俊

【担当 J - A d v i s e r の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

03-3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社ライフクリエイト

<https://lifecreate-kc.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期中	第17期	第18期
決算年月	自 2024年 1月1日 至 2024年6月30日	自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
売上高 (千円)	1,011,834	1,642,178	1,987,083
経常利益 (千円)	28,921	41,555	89,580
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	26,644	18,416	62,210
中間包括利益又は包括利益 (千円)	26,644	18,416	62,210
純資産額 (千円)	169,887	81,033	143,243
総資産額 (千円)	1,357,784	775,675	1,169,389
1株当たり純資産額 (円)	424.72	202.58	358.11
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	66.61	46.04	155.53
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	12.5	10.4	12.2
自己資本利益率 (%)	17.0	25.6	55.5
株価収益率 (倍)	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	79,146	43,802	202,341
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	12,906	16,606	57,103
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	138,689	59,220	350,886
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	486,330	189,961	281,402
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	51 (34)	35 (40)	43 (35)

(注) 1. 当社は、第19期中間期より中間連結財務諸表を作成しているため、第17期及び第18期の中間連結経営指標等については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第18期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の連結財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第17期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第19期中間連結会計期間の中間連結財務諸表については、特定上場有価証券規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの中間監査を受けております。

7. 2024年3月27日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2024年6月30日現在

セグメント名称	従業員数（人）
リユース事業	42（29）
ライフサポート事業	2（-）
不動産事業	-（-）
全社（共通）	7（5）
合計	51（34）

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

（2）発行者の状況

2024年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
49(34)	33.0	3.4	3,476

セグメントの名称	従業員数(人)
リユース事業	42(29)
不動産事業	-(-)
全社(共通)	7(5)
合計	49(34)

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

3．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、コロナ禍を乗り越え、行動制限の解除等により経済活動が徐々に正常化し、企業のかつてない高水準の賃上げや投資意欲など、社会経済には前向きな動きがみられました。一方で、不安定な海外情勢や、円安の為替動向を背景とした物価上昇などの懸念から、依然として先行きが不透明な状況が続いております。リユース業界におきましては、社会がサステナブルな消費行動へ変化していることや、物価高に伴う中古品・リユース品への需要増加などを背景に市場全体が拡大してきておりますが、人件費の上昇及び人材不足などで厳しい環境が続いております。

このような外部環境に対応するために、当社はさまざまな取組みを進めて参りました。商品政策におきましては、地域における知名度向上に努め、全体の商品調達力を高める取組みを実施しています。特に買取の見直しに注力し、商品ラインナップの充実による収益性アップを目指しております。店舗政策においては、お客様が再来店したくなる売場づくりを目指し、安心感を大切にしながら見やすい・探しやすい・手に取りやすい売場を推進しております。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は1,011,834千円、営業利益は31,357千円、経常利益は28,921千円、親会社株主に帰属する中間純利益は26,644千円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較は行っておりません。

<リユース事業>

リユース事業におきましては、福岡県北九州市を中心に、福岡県・沖縄県・山口県・広島県に電動工具・家電等の買取販売のリユース店「ハンズクラフト」、ブランド・貴金属買取販売のリユース店「エコプラス」を出店しています。宅配買取、出張買取やLINE査定など、店舗に来店いただかなくても不用品の査定が気軽にできるスキームを構築させ、買取部門の強化をしています。2023年3月1日に福岡県北九州市小倉北区のみかげ通り沿いの本店移転に伴い、本店の1階に高級ブランドや貴金属の商品ラインナップを揃えたエコプラス小倉本店を開店しました。人流が盛んで、多くの商業施設が立ち並び繁華街でもある魚町銀天街アーケード内にエコプラス小倉本店を展開することで、当社の認知度を向上ならびに、企業ブランドイメージの確立を図ります。

これらの結果、リユース事業の売上高は984,277千円、セグメント利益は155,979千円となりました。

<ライフサポート事業>

ライフサポート事業におきましては、グループ会社である株式会社ハンズライフサポートで、中核事業である遺品整理・生前整理のほかに、不用品の回収、引越やハウスクリーニング・メンテナンス、害虫駆除など多様なサービスを行う事業として展開しております。遺品整理士の資格を有する従業員が在籍しており、遺品整理・生前整理においては専任してサービスを提供し、専門性を高めつつ、効率化を図っています。国内において不用品に取り扱われる什器や家具、食器、ぬいぐるみなどをフィリピンなどに輸出することで、収益性のみならず、環境に配慮したビジネスを展開します。

これらの結果、ライフサポート事業の売上高は20,957千円、セグメント利益は1,293千円となりました。

<不動産事業>

不動産事業といたしましては、福岡県北九州市を中心に採算性を考慮した家賃収入を獲得してきました。さらなる不動産事業の成長を見込み、2023年12月に全国宅地建物取引協会連合会に加入し、テナント収入および居住用物件の獲得を目指しています。最後に、不動産事業につきましては、ライフサポート事業と連携し、ワンストップによる相続サービスを提供することで顧客満足度の向上を図ります。不動産事業においては、グループ会社全体として営業活動を行い、収益性の確保に努めます。

これらの結果、不動産事業の売上高は6,599千円、セグメント利益は2,791千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べて204,928千円増加し、486,330千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は 79,146 千円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益の計上 28,921 千円に加え、減価償却費の計上 7,866 千円、未払又は未収消費税の増加額 42,216 千円、売上債権の減少額 5,994 千円等により資金が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 12,906 千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出 9,162 千円等により資金が減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は 138,689 千円となりました。これは、社債発行による収入 245,013 千円、長期借入れによる収入 30,000 千円により資金が増加した一方、長期借入金の返済による支出 86,324 千円、短期借入金の返済による支出 50,000 千円により資金が減少したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っていないため該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当中間連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較は行っておりません。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
リユース事業	623,772	-
合計	623,772	-

(注) ライフサポート事業及び不動産事業については、仕入実績がないため、記載を省略しております。

(3) 受注実績

当社グループは、受注活動を行っていないため該当事項はありません。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較は行っておりません。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
リユース事業	984,277	-
ライフサポート事業	20,957	-
不動産事業	6,599	-
合計	1,011,834	-

(注 1) 事業部門間の内部取引については相殺消去しております。

(注 2) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については総販売実績の 10% 以上の相手がないため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2024年6月21日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J-Adviser との契約について

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022年11月30日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< J-Adviser 契約解除に関する条項 >

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に おいて、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、 b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（非上場会社を完全子会社とする株式交換、非上場会社を子会社化する株式交付、会社分割による非上場会社からの事業の承継、非上場会社からの事業の譲受け、会社分割による他の者への事業の承継、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、その他非上場会社の吸収合併又はこれらからまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合かつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止

又は不発動とすることができないものの導入。

- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

< J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項 >

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであ

ります。なお、文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて171,729千円増加し、1,039,810千円となりました。

これは主として、現金及び預金が204,928千円増加したことによります。

(固定資産)

固定資産は、前連結会計年度末に比べて11,680千円増加し、312,987千円となりました。

これは主として、建物及び構築物が4,227千円、建設仮勘定が3,832千円、繰延税金資産が6,506千円増加したことによります。

以上の結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて188,395千円増加し、1,357,784千円となりました。

(流動負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて2,189千円減少し、437,279千円となりました。

これは主として、短期借入金が50,000千円減少し、1年内返済予定の長期借入金が7,693千円、1年内償還予定の社債が20,000千円、未払費用が21,384千円増加したことによります。

(固定負債)

固定負債は、前連結会計年度末に比べて163,941千円増加し、750,617千円となりました。

これは主として、社債が230,000千円増加し、長期借入金が64,017千円減少したことによります。

以上の結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて161,752千円増加し、1,187,897千円となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて26,644千円増加し、169,887千円となりました。

これは親会社株主に帰属する中間純利益26,644千円を計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(1)業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2024年6月30日現在における重要な新設等の契約は次のとおりであります。

会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額(千円)	既支払額(千円)		着手	完了	
(株)ライフクリエイト	ハンズクラフト久留米店(福岡県久留米市)	リユース事業	店舗	20,000	3,832	自己資金、借入金及び社債	2024年6月	2024年8月	(注)

(注) 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計年度末現在発行数(株)(2024年6月30日)	公表日現在発行数(株)(2024年9月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年3月27日(注)	399,600	400,000	-	20,000	-	-

(注) 2024年3月27日開催の取締役会決議により、2024年3月27日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより株式数は399,600株増加し、400,000株となっております。

(6)【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式の総数に 対する所有株 式数の割合 (%)
有富 修	福岡県北九州市小倉北区	200,000	50.00
株式会社LCマネジメント	福岡県北九州市小倉北区香春口一丁目 2番11-905	200,000	50.00
計	-	400,000	100.00

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 400,000	4,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式			
発行済株式総数	400,000		
総株主の議決権		4,000	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	-	-	-	-	-	-
最低(円)	-	-	-	-	-	-

(注) 当社株式は、2024年7月26日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の提出日後、当中間発行者情報の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は前中間連結会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計年度(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスによる監査を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	281,402	486,330
売掛金	74,282	68,263
商品	464,862	465,841
前払費用	14,341	9,952
その他	33,944	10,174
貸倒引当金	752	752
流動資産合計	868,081	1,039,810
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	184,494	188,721
車両運搬具	15,039	15,039
工具、器具及び備品	23,264	24,116
土地	84,453	84,453
建設仮勘定	-	3,832
減価償却累計額	96,922	103,940
有形固定資産合計	210,330	212,223
無形固定資産		
ソフトウェア	2,043	3,169
無形固定資産合計	2,043	3,169
投資その他の資産		
保険積立金	46,256	46,592
敷金	33,249	34,349
長期前払費用	4,548	5,308
繰延税金資産	2,947	9,453
その他	1,933	1,889
投資その他の資産合計	88,934	97,594
固定資産合計	301,307	312,987
繰延資産		
社債発行費	-	4,987
繰延資産合計	-	4,987
資産合計	1,169,389	1,357,784

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,228	9,615
短期借入金	200,000	150,000
1年内償還予定の社債	-	20,000
1年内返済予定の長期借入金	170,648	178,341
未払金	20,815	18,280
未払費用	21,030	42,414
未払法人税等	14,604	8,783
預り金	6,219	8,922
その他	921	921
流動負債合計	439,468	437,279
固定負債		
社債	-	230,000
長期借入金	551,675	487,658
資産除去債務	31,587	31,616
その他	3,414	1,343
固定負債合計	586,676	750,617
負債合計	1,026,145	1,187,897
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金	123,243	149,887
株主資本合計	143,243	169,887
純資産合計	143,243	169,887
負債純資産合計	1,169,389	1,357,784

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	
売上高	1	1,011,834
売上原価	2	626,579
売上総利益		385,255
販売費及び一般管理費	3	353,897
営業利益		31,357
営業外収益		
助成金収入		738
受取手数料		207
還付加算金		155
その他		31
営業外収益合計		1,131
営業外費用		
支払利息		3,567
営業外費用合計		3,567
経常利益		28,921
税金等調整前中間純利益		28,921
法人税、住民税及び事業税		8,783
法人税等調整額		6,506
法人税等合計		2,277
中間純利益		26,644
親会社株主に帰属する中間純利益		26,644

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
中間純利益	26,644
中間包括利益	26,644
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	26,644

【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	20,000	123,243	143,243	143,243
当中間変動額				
親会社株主に帰属 する中間純利益		26,644	26,644	26,644
当期中間変動額合計	-	26,644	26,644	26,644
当中間期末残高	20,000	149,887	169,887	169,887

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間	
(自 2024年1月1日	
至 2024年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	28,921
減価償却費	7,866
支払利息	3,567
売上債権の増減額(は増加)	5,994
棚卸資産の増減額(は増加)	979
仕入債務の増減額(は減少)	4,387
未払又は未収消費税の増減額	42,216
長期前払費用の増減額	761
その他	6,173
小計	97,385
利息の支払額	3,567
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	14,672
営業活動によるキャッシュ・フロー	79,146
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	9,162
無形固定資産の取得による支出	2,352
保険積立金の積立による支出	336
敷金及び保証金の差入による支出	1,100
その他の支出	44
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,906
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	50,000
長期借入れによる収入	30,000
長期借入金の返済による支出	86,324
社債発行による収入	245,013
財務活動によるキャッシュ・フロー	138,689
現金及び現金同等物の増加額(は減少)	204,928
現金及び現金同等物の期首残高	281,402
現金及び現金同等物の中間期末残高	486,330

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社ハンスライフサポート

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しています。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

車両運搬具 2～4年

工具、器具及び備品 3～8年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間にわたり、定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

リユース事業

リユース事業においては、店舗における顧客への商品引き渡し時点において顧客が支配を獲得し履行義

務が充足されると判断しており、当該引き渡し時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したのものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

ライフサポート事業

ライフサポート事業においては、遺品整理・生前整理・引っ越し作業等のサービスを提供しており、その主な履行義務の内容は、役務の提供を行うことであり、当該履行義務を充足する通常の時点は、当該役務の提供時点であると判断し、同時点で収益を認識しております。

不動産事業

不動産事業における収益は、主として不動産賃貸収入であり、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日 企業会計基準委員会)に従い、賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間連結貸借対照表関係)

担保に供されている資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
土地	51,654千円	51,654千円
建物及び構築物	5,912千円	5,614千円
計	57,567千円	57,268千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	4,992千円	4,992千円
長期借入金	30,448千円	27,952千円
計	35,440千円	32,944千円

(中間連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 商品期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	当中間連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)
売上原価	12,004千円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)
給与手当	99,384千円
地代家賃	47,331千円
支払手数料	43,553千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月 30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	400	399,600		400,000
合計	400	399,600		400,000

(注) 2024年3月27日開催の取締役会決議により、2024年3月27日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより株式数は399,600株増加し、400,000株となっております。

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高は、中間連結貸借対照表に掲記されている現金及び預金残高と一致しております。

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 2023年 1月 1日 至 2023年 12月 31日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月 30日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」は、現金であること、及びその他は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2023年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	33,249	31,172	2,077
資産計	33,249	31,172	2,077
長期借入金（1年内返済予定を含む）	722,323	720,018	2,304
負債計	722,323	720,018	2,304

当中間連結会計期間（2024年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	34,349	30,905	3,443
資産計	34,349	30,905	3,443
社債（1年内償還予定を含む）	250,000	248,141	1,858
長期借入金（1年内返済予定を含む）	665,999	663,213	2,785
負債計	915,999	911,354	4,643

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	31,172	-	31,172
資産計	-	31,172	-	31,172
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	720,018	-	720,018
負債計	-	720,018	-	720,018

当中間連結会計期間（2024年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	30,905	-	30,905
資産計	-	30,905	-	30,905
社債（1年内償還予定の社債を含む）	-	248,141	-	248,141
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	663,213	-	663,213
負債計	-	911,354	-	911,354

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により査定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価については、元利金の合計額を新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(2023年12月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

各店舗の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から12年と見積り、割引率は0.038%~1.492%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)
期首残高	29,648	31,587
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,860	-
時の経過による調整額	79	29
期末残高	31,587	31,616

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(単位:千円)

区分	報告セグメント			合計
	リユース 事業	ライフサポート 事業	不動産 事業	
顧客との契約から生じる収益	984,277	20,957	-	1,005,234
その他の収益(注)	-	-	6,599	6,599
外部顧客への売上高	984,277	20,957	6,599	1,011,834

(注)「その他の収益」は「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入であります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末日において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産の残高

売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の残高は、以下の通りであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	56,174	74,282
顧客との契約から生じた債権(中間期末(期末)残高)	74,282	68,263

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは「リユース事業」、「ライフサポート事業」及び「不動産事業」の3つの事業を報告セグメントとしております。

「リユース事業」は、中古工具の買取販売及びブランド・貴金属の買取販売を行っております。

「ライフサポート事業」は、遺品整理・生前整理などの片づけサービス、引っ越しや掃除など多様なサービスの提供を行っております。

「不動産事業」は、店舗・住居等の不動産を貸して家賃収入を得ております。今後は不動産売買等も行う予定です。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の資産の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一となっております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースでの数値です。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の資産の項目の金額に関する情報

当中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	中間連結財務諸表計上額(注)2
	リユース事業	ライフサポート事業	不動産事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	984,277	20,957	6,599	1,011,834	-	1,011,834
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	984,277	20,957	6,599	1,011,834	-	1,011,834
セグメント利益	155,979	1,293	2,791	160,065	128,707	31,357
セグメント資産	662,443	12,897	86,986	762,327	595,457	1,357,784
その他の項目						
減価償却費	3,956	1,545	667	6,170	1,695	7,866
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,409	1,094	-	7,503	3,041	10,545

(注)1. 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額 128,707千円は、主に各報告セグメントに配分しない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額 595,457千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産であります。全社資産は主に現金及び預金、本社管理部門にかかる有形固定資産等であります。

減価償却費の調整額 1,695千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産に係る減価償却費であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 3,041千円は、各報告セグメントに配分していない全社に係るものであります。

2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）	当中間連結会計期間 （自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）
1株当たり純資産額	358 円 11 銭	424 円 72 銭

	当中間連結会計期間 （自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）
1株当たり中間純利益	66 円 61 銭

（注）1. 当社は、2024年3月27日開催の取締役会の決議に基づき、2024年3月27日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。

（注）2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 3. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	26,644
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	26,644
期中平均株式数(株)	400,000

(重要な後発事象)

1. 社債の発行

当社は、当連結決算日後、以下のとおり社債を発行いたしました。

第4回無担保社債(株式会社りそな銀行保証付)

- ・取締役会決議日 : 2024年7月12日
- ・発行総額 : 50,000千円
- ・発行価額 : 各社債の金額10,000千円の1種
- ・利率 : 0.97%
- ・払込期日 : 2024年7月25日
- ・償還期限 : 2029年7月25日
- ・償還方法 : 満期一括償還
- ・資金の用途 : 新規出店費用及びブランド構築費用

第5回無担保社債(株式会社りそな銀行・福岡県信用保証協会共同保証付、分割譲渡制限特約付)

- ・取締役会決議日 : 2024年8月13日
- ・発行総額 : 50,000千円
- ・発行価額 : 各社債の金額10,000千円の1種
- ・利率 : 当初0.58% 6か月以降Tibor+0.20%
- ・払込期日 : 2024年8月26日
- ・償還期限 : 2027年8月25日
- ・償還方法 : 満期一括償還
- ・資金の用途 : 新規出店資金・事業資金

2. 資金の借入

当社は、当連結決算日後、以下のとおり借入を実行いたしました。

借入の概要

- ・借入先 : 株式会社商工組合中央金庫
- ・借入金額 : 150,000千円
- ・利率 : 0.97%
- ・借入実行日 : 2024年7月19日
- ・返済期限 : 2027年6月25日
- ・返済方法 : 満期一括返済
- ・資金の用途 : 運転資金
- ・財務制限条項 : なし
- ・担保の有無 : 無

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月27日

株式会社 ライフクリエイト
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 外山 雄一

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライフクリエイトの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ライフクリエイト及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。